

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 20 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730071

研究課題名(和文) 遺言における財産処分の自由の限界 遺言者の遺言の自由と受益者の財産処分の自由

研究課題名(英文) Restriction of testamentary disposition - order of inheritance law and ideal of property law-

研究代表者

石綿 はる美 (Ishiwata, Harumi)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：10547821

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、遺言をする際に、財産の譲受人である受遺者の財産の処分権の行使を制限するような内容の処分を、遺言者が行うことができるのかという問題について扱った。フランス法の継伝処分、用益権という制度を比較法の研究とすることを通じて、遺言者にも財産処分の自由があると同時に、受遺者の処分権の行使を制限することについては、一定の制約があることを示した。

研究成果の概要(英文)：Could testators prevent devisees from disposing their testamentary property? This research focused on civil law of France, especially 'substitutions' (code civil art.896) and 'liberalites en usufruit et nue-propriete' (code civil art.899) and made suggestion that there is a limit to restriction of devisee's right.

研究分野：民事法

キーワード：民事法 民法 フランス 物権法 相続法

1. 研究開始当初の背景

(1) 高齢化社会の到来に伴い、自らの死後の相続に備えて、遺言を行うことが提唱されることがある。自筆証書遺言、公正証書遺言ともに、その利用が増加しているとも指摘され、遺言に対する関心は高まっているところである。

(2) しかしながら、遺言においてどのような財産処分ができるのかという点については、従来、必ずしも明らかにされてこなかった。例えば、負担付遺贈の有効性についても、学説の見解は必ずしも一致していない。また、遺言において受遺者の処分権の行使を制限するような義務を課すことができるのか、ということも、必ずしも十分に議論されてこなかった。

遺言が、それを利用する人々の様々なニーズに対応し得るか否かを明らかにするために、遺言においてできることを明確にする必要があると考える。

2. 研究の目的

(1) 遺言自由の原則から、遺言者が受遺者に自由に、いかなる義務を課すこともできるのか、あるいは、そこには一定の制約が存在するのか、制約が存在する場合、その内容はどのようなもので、どのような理由により存在するのであるか、ということが、本研究を行う際の究極的な目的である。

(2) その前提として、受遺者の処分権の行使を制限することができるのか、そのような義務を受遺者に課すことができるのかという点について明らかにする。受遺者の生活を保障するため、あるいは財産を家族のもとにとどめるためといった目的のために、一定期間、あるいは受遺者の終身にわたって、遺贈された財産の処分を禁止する、譲渡禁止の義務を課すということが考えられる。このような義務を課すことは認められるのか、という点について検討をすることが、受遺者に一定の義務を課すことについての制約の有無、制約の具体的な内容を示すことになると考え、最終的には、遺言自由の原則の限界について明らかにするため第一歩になると考えるからである。

3. 研究の方法

(1) 2. 研究目的(2)の点について明らかにするために、検討すべき課題は、3点あると考える。

所有権者の処分権の行使を制限することについての物権法からの制約の有無、制約の内容について明らかにすることである。遺贈は財産処分であることから、当然に物権法における議論を参照する必要があると考える。また、所有権者である受遺者の処分権を制限することが、所有権の絶対性や物権法定主義

との関係で問題とならないのか、という点も検討する必要がある。

同様に、受遺者の処分権の行使を制限することについて、相続法からの制約はどのようなものかということも明らかにする必要がある。相続の場面において、遺言者の目的を実現するために、処分権の行使を制限することについての物権法からの制約を緩和する、あるいはより厳格にするということが考えられるのか、という点について明らかにする。

前記の二つの検討課題から生じる第三の課題は、仮に物権法からの制約が、相続法において緩和されていた場合など、つまり、受遺者の処分権を制限することについての考え方に差異が生じる場合、その差異から生じる問題をどのように解決するのか、という点である。

(2) 前記(1)の課題について、日本法について一定の結論を得ることが最終的な目的であるが、本研究では、フランス法について検討を行い、比較法研究から課題への示唆を得ることとした。

フランス法を検討する理由は以下の二点である。

フランス法には、継伝処分と用益権・虚有権の恵与という類似する性質を有する二つの制度がある。前者は原則として禁止されているのに、後者は有効な処分とされている。その理由を検討することで、フランス法における受遺者に課すことができる義務、受遺者の処分権を制限することについての限界を明らかにすることができると思う。

フランスにおいては、2006年に相続法の改正が行われ、継伝処分が、事実上、広く容認されることになった。なぜ、相続法の公序とまで言われた継伝処分禁止の原則が緩和され、広く認められるようになったのか、結果として、受遺者の処分権の行使を制限することが認められることになった理由について検討することは、相続法における制約の緩和について検討する際の参考になるものと考えられる。

4. 研究成果

(1) フランス法の検討からは、以下の点が明らかになったと考える。

本研究において検討対象とした、継伝処分、用益権・虚有権の恵与は、いずれも処分者Aから第一の受益者B、第二の受益者Cへと財産の使用・収益権が連続して移転する制度である。第二の受益者であるCへの財産移転を確実にするために、それと同時に、第一の受益者Bが一定の期間、財産の使用・収益を行えるようにという目的のために利用される。

両制度は、第一の受益者の財産の処分が制限されるという点、財産の使用・収益がB、Cへ連続して生じるといふ点で類似をしている。フランス民法典の制定過程においてもこの共通点は認識されていた。

それにもかかわらず、フランス民法典 896条は、継伝処分を原則として禁止をし、用益権・虚有権の恵与については、899条で有効な処分とした。

このように経済的な性質が類似しているにもかかわらず、継伝処分が原則として禁止され、用益権・虚有権の恵与が有効な処分とされている理由は、次の点にあると考えられる。

両制度において、第一の受益者は、ともに遺贈された財産を処分することが制限される。継伝処分においては、第一の受益者は、終身にわたって当該財産を譲渡することが禁止される。それに対し、用益権・虚有権の恵与は、第一の受益者が用益権が設定されている財産を処分することは認められないが、自らが有する用益権自体を処分することは認められている。つまり、用益権・虚有権の恵与は、受益者の処分権が終身にわたって制限されることはないことから有効と認められるのである。

上記のような考え方の背景には、所有権の絶対性という物権法の理念があると考えられる。つまり使用・収益・処分という所有権の3つの権能での一つである処分権を、所有権者から完全に奪うことは認められないと考えられているのではないだろうか。この点が、3. 研究の目的(1) の課題についての一応の見解である。

フランス法においては、2006年の相続法の改正により、継伝処分が有効な処分として認められることとなった。その理由は、遺言者の遺言の自由を尊重し、より自由な財産処分を認めるべきであるというものである。つまり、遺言者の意思を尊重するという目的から、受遺者の処分権の行使を終身にわたって制限するというを一定の場合には認めるといふことである。物権法からの制約が緩和される場面というのが、相続の場面には存在するということであろう。この点が、3. 研究の目的(1) の課題への回答である。

物権法の原則と相続法の場面のずれについて、どのように対応するのか、という点については、フランス法においては、第一の受益者の処分行為が「事実上」制限されるということと解決されている。第一の受益者は、終身にわたって財産の譲渡が制限されている。これは遺言の目的のためであろう。しかしながら、同時に、所有権者であることから、所有権者として自由に権利行使を行うことができ、当然に、遺贈された財産の処分もで

きると説明される。この一見矛盾する二つの説明の調整は、継伝処分の以下の特徴により行われる。継伝処分において、第一の受益者が死亡し、第二の受益者への財産移転が生じる際に、譲渡禁止の義務に反して行った処分行為は全て無効となり、第一の受益者から財産を取得した者は、財産を第二の受益者へ移転しなくてはならない。したがって、第一の受益者と取引に応じる者は事実上存在しないということで、実際には大きな問題が生じない。これが3. 研究の目的(1) の課題への回答である。

(2)以上の点から、日本法においても、受遺者の処分権の行使を制限することができるのかという点について、物権法、相続法の双方の視点から検討する必要がある、という点を明らかにすることができる。

所有権の絶対性、物権法定主義という物権の理念についてその内容を明らかにするとともに、原則として、所有権者の処分権の行使を制限することが認められるのかという点について、改めて検討する必要がある。また、相続法内在的に、受遺者の処分権の行使を制限することについてどのように考えられるのかという点について明らかにする必要もある。物権法の理念を変容させるような考え方が相続法においてあるのかという点を検討するとともに、その変化の有無も明らかにする必要がある。フランス法の検討からも明らかのように、家族のあり方・家族観の変化により、相続法の公序が変化することは十分に考えられるからである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計11件)

石綿 是る美、遺言における受遺者の処分権の制限 相続の秩序と物権の理念、私法77号、査読なし、2015年、164-171頁

石綿 是る美、財の譲渡禁止条項についての一考察(一) フランス民法典900条の1の検討、法学78巻6号、査読なし、2015年、455頁 484頁

石綿 是る美、物上保証行為と親権者の法定代理権濫用(最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁)民法判例百選(別冊ジュリスト225)、2015年、査読なし、98-99頁

石綿 是る美、民法178条の引渡し(最判昭和30年6月2日民集9巻7号855頁)民法判例百選(第7版)(別冊ジュリスト223)、2015年、124-125頁

石綿 はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 - 相続の秩序と物権の理念(7・完)、法学協会雑誌 131 巻 9 号、査読あり、2014 年、1685-1782 頁

なし ()

研究者番号 :

石綿 はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 - 相続の秩序と物権の理念(6)、法学協会雑誌 131 巻 8 号、査読あり、2014 年、1475-1546 頁

(3)連携研究者
なし ()

研究者番号 :

石綿 はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 - 相続の秩序と物権の理念(5)、法学協会雑誌 131 巻 7 号、査読あり、2014 年、1362-1419 頁

石綿 はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 - 相続の秩序と物権の理念(4)、法学協会雑誌 131 巻 5 号、査読あり、2014 年、937-991 頁

石綿 はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 - 相続の秩序と物権の理念(3)、法学協会雑誌 131 巻 4 号、査読あり、2014 年、833-878 頁

石綿 はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 - 相続の秩序と物権の理念(2)、法学協会雑誌 131 巻 3 号、査読あり、2014 年、552-610 頁

石綿はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 - 相続の秩序と物権の理念(1)、法学協会雑誌 131 巻 2 号、査読あり、2014 年、277-328 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

石綿 はる美、遺言における受遺者の処分権の制限 相続の秩序と物権の理念、日本私法学会、2014 年 10 月 12 日、中央大学(東京都八王子市)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

石綿 はる美 (ISHIWATA, Harumi)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号 : 10547821

(2)研究分担者 :